

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	参考書籍購入		
年月日	令和3年5月2日~令和 年 月 日	金額	2,200円

目的	憲法について理解を深めよう。
使途	書籍名『憲法を生きる人々』
政務活動・ 県政との 関連性	県条例制定への基となる。法判の基となる 憲法について理解する。

《領収書貼付枠》

領 収 証                      佐野愛子                      様                      No. \_\_\_\_\_

★ 2,200.-  
但 本 (憲法を生きる人々) 代金:

2021年 5 月 2 日 上記正に領収いたしました

内 訳

収 入 印 紙	税抜金額	_____
	消費税額等( %)	_____

コクヨ ウケ-55

志太・憲法  
を大切にしよう会

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	2,200円	100%	2,200円

支 出 証 拠 書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請精等研費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)事務所費・人件費		
内 容	自動車リース料 (令和3年5月分)		
年 月 日	令和3年 5月 6 日～令和 年 月 日	金 額	28,998 円

目 的	_____
使 途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

\*月額リース料金 (68,726 円) から重量税、任意保険料等政務活動費対象外経費を除いた金額 (57,996 円に 1/2 を乗じた額を充当する  
 計算根拠 令和3年4月証拠書 (整理番号 4-5 ) 参照

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	57,996 円	1/2 %	28,998 円

ページを印刷する

照会口座

預金残高 :

06月08日 11時23分時点

(全1件) 並び替え : 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001	2021年05月06日分	出金	68,726円			給与支払

06月08日 06時00分時点

前ページ  次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

### 支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内容	事務所上下水道料金(令和3年5月請求分)		
年月日	令和3年 5月6日~令和 年 月 日	金額	2,442 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

<<領収書貼付枠>>

通常貯金 (兼お借入明細)

3  

年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)
3-05-06		(7ジ イダ ケ ス イ)	水道 2,200	01▷
3-05-06		(7ジ イダ ス ト ウ)	水道 2,684	02▷
				03▷
				04▷
				05▷
				06▷
				07▷
				08▷
				09▷
				10▷
				11▷
				12▷

案分の理由 政務活動、後援会活動で 使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	4,884 円	1/2 %	2,442 円

## 上下水道使用量のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	A 0435-004805-000	██████████	020 mm
使用 者 氏 名			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			

令和 3年 4月分

使用期間 令和 3年 2月 3日から令和 3年 4月 2日まで

今 回 指 針	6
前 回 指 針 ( - )	4
旧メータ使用水量(+)	m <sup>3</sup>
使 用 水 量	2 m <sup>3</sup>

参考までに、前年同月の使用水量は 2 m<sup>3</sup>でした。

上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 料	2,200 円
請 求 予 定 金 額	4,884 円

(税込み)

次回口座振替日 令和 3年 5月 6日

口座振替の方以外は、後日納付書を送付します。  
本票は請求書ではありません。

## 口座振替済のお知らせ

水栓番号	順路番号	メータ番号	口径
██████████	A 0435-004805-000	██████████	020 mm
設 置 場 所 ・ 使 用 者 氏 名			
青木2丁目18番3号 アオキビルB C-1			
ふじのくに県民クラブ 藤枝 佐野 愛子事務所 様			
ご 指 定 の 振 替 口 座			
金融機関名	*****		
口座番号	*****	種別	****
口座名義人	*****		

令和 3年 4月分

使用期間 令和 3年 2月 3日から令和 3年 4月 2日まで

口座振替日令和 3年 5月 6日

使 用 水 量	2 m <sup>3</sup>
上 水 道 料 金	2,684 円
下 水 道 使 用 量	2 m <sup>3</sup>
下 水 道 使 用 料	2,200 円
督 促 手 数 料	0 円
振 替 済 合 計 金 額	4,884 円

(税込み)

上記の金額を口座から振替させていただきました。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 <b>事務費</b> 事務所費・人件費		
内容	事務所ファックス通信料		
年月日	令和3年 5月 10日~令和 年 月 日	金額	3,111 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

<<領収書貼付枠>>

通常貯金 (兼お借入明細)					3	
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)		
01					01	
02					02	
03	3-05-10	(NTT)	電話	6,223	03	
04					04	
05					05	
06					06	
07					07	
08					08	
09					09	
10					10	
11					11	
12					12	

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	6,223 円	1/2 %	3,111 円

口座振替のご案内 (西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	請求年月 (MONTH OF ISSUE)	振替日 (TRANSFER DAY)
054-646-1222	2021年 4月ご請求分	2021年 5月10日(月)
振替金額 (TRANSFER AMOUNT OF MONEY)	6, 2 2 3 円	

※振替日に振替が出来なかった場合は延滞利息を加算させていただく場合があります。  
 ※口座振替をご利用のお客様で、振替日に振替ができなかった場合は、原則、振替日から起算して15日後に再度振替させていただきます。

NTTファイナンス株式会社 電話料金等料金領収証  
(西日本ご利用分)

お客様電話番号等 (BILLING NUMBER)	0 5 4 - 6 4 6 - 1 2 2 2
ご請求先氏名(CUSTOMER NAME)	ふじのくに県巡回 藤枝 佐野愛子事務所 様

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
 The following amount was transferred from your account. (2021年 4月26日発行)

2021年 2月ご請求分	(2021年 3月10日振替)
領収金額 (AMOUNT RECEIVED)	6, 0 7 6 円
金融機関名 (BANK/POST OFFICE)	*****
口座番号 (ACCOUNT)	*****

印紙税申告納付につき芝  
 税務署承認済

NTTファイナンス株式会社  
 〒108-0075  
 東京都港区港南1-2-70

【NTTファイナンスからのお知らせ】  
 \*\*\* NTTグループ各社ご請求金額 \*\*\*  
 NTT西日本分ご請求額 (合計) 6, 2 2 3 円  
 6, 2 2 3 円 詳細については、「ご請求内訳」をご覧ください。

\*\*\* NTTファイナンスからのお知らせ \*\*\*  
 2018年11月ご請求分より、奇数月のご請求額が5, 000円未満の場合は翌月に2ヶ月まとめてご請求しております。

\*\*\* NTT西日本からのお知らせ \*\*\* フレッツ光の割引サービス (光もともと割、Web光もともと割、どーんと割、どーんと学割、光はじめ割) は割引契約期間満了時に契約が自動延伸されます。自動延伸をご希望されない場合はNTT西日本へご連絡が必要です。割引適用期間中 (自動延伸後を含む) に本割引サービスを解約された場合、解約金が発生する場合があります。なお、割引適用期間の満了月とその翌月に解約した場合には解約金は発生いたしません。詳しくはNTT西日本フレッツ公式サイト [http://flets-w.com/war1/] でご確認ください。

内訳項目 金額(円) CHARGE BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額(円) AMOUNT (YEN)	請求内訳等詳細 DETAILS OF CHARGE BREAKDOWN	税区分 TAX
◆054-646-1222		3月分	
◇NTT西日本ご利用分	3,049	回線使用料(基本料)(事務用) 2月11日~ 3月10日	合算
	2,650	ダイヤル通話料 2月11日~ 3月10日。なお前月分は110円でした。	合算
	119	(内訳)イチリッツ1適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、3月11日~ 4月10日です。	
	119	(内訳)イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、111円となります。	
	8	(内訳)通常通話料適用分	
	3	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
	277	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本分(小計)	3,049	(小計)	
◇NTT西日本ご利用分	3,086	4月分	
	2,650	回線使用料(基本料)(事務用) 3月11日~ 4月10日	合算
	153	ダイヤル通話料 3月11日~ 4月10日。なお前月分は119円でした。	合算
	153	(内訳)イチリッツ1適用分 次回(来月分)の割引計算期間は、4月11日~ 5月10日です。	
	153	(内訳)イチリッツ1適用通話料 イチリッツ1をご利用にならなかった場合、153円となります。	
	0	(内訳)通常通話料適用分	
	3	ユニバーサルサービス料 1番号分のご請求となります。	合算
	280	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTTコムサービスポイントご利用分	88	ダイヤル通話料 3月11日~ 4月10日。0570	合算
	8	消費税等相当額(合計) 合算表示の料金合計×1.0%	
◇NTT西日本分(小計)	3,174	(小計)	
◇合計	6,223	合計 2か月分のご請求額です。	

お 知 ら せ

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広聴広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	FMしまだコーナー料		
年月日	令和3年5月11日~令和 年 月 日	金額	49,720 円

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	令和3年4月分コーナー料及び送金手数料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

### ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-05-11	123003	通帳送金
記号	番号	
****	[REDACTED]	
取扱番号	お取引金額	
N094	*49,500	
	残高	
	[REDACTED]	

島田掛川信用金庫  
島田本店営業部  
普通 916955  
カ)エフエムシマタ

送金料金 \*220円  
振込予定日 03-05-11  
サノアイコ

ご利用いただきましてありがとうございました。  
—— ゆうちょ銀行 ——

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	49,720 円	100%	49,720 円

〒 426-0132  
静岡県藤枝市本郷286

# 御 請 求 書

2021年4月30日

No. 604

佐野 愛子 様

株式会社 FM島田

代表取締役社長 八木 和夫

〒 427-0042

島田市中央町5番の1 プラザおおるり3F

TEL:0547-34-1765 FAX:0547-34-5700



2021年4月度

期間 2021/04/01~2021/04/30

ご請求額 ¥49,500

上記の通りご請求申し上げます。

来月末迄にお振込みをお願い致します。

※振込手数料は貴社ご負担にて

お願い申し上げます。

〈お振込み先〉

島田掛川信用金庫 島田本店営業部

普通 0916955

株式会社 FM島田

費 目	請求金額	備 考
コーナ一料	45,000	
小 計	45,000	
消費税等 (10.0%)	4,500	
合 計	¥49,500	



支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	令和3年度藤枝市国際友好協会年会費及び総会出席時駐車料		
年月日	令和3年5月15日～令和 年 月 日	金額	3,200 円

会の趣旨・目的	教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流を通じ、友好関係の強化や国際意識を高めることに貢献
会の活動内容等	友好都市などとの文化交流、語学講座や外国料理教室などの開催で理解を深めるなど多岐にわたる活動を展開している
政務活動・県政との関連性	県の国際交流推進への提案に役立てる

《領収書貼付枠》

<p style="text-align: center;">領 収 書</p> <p>No. _____</p> <p style="text-align: center;">佐野 愛子 様</p> <p style="text-align: center;">金 3,000 円也</p> <p style="text-align: center;">令和3年度年会費として領収いたしました</p> <p>令和 3 年 5 月 15 日</p> <p style="text-align: right;">藤枝市国際友好協会 会長 桜井 幹夫</p>	<p style="text-align: center;">領収書</p> <p>-----車室 No.4-----</p> <p>入庫時刻 05月15日 10時46分 精算時刻 05月15日 12時34分</p> <p>受領金額 200円 2021年05月15日12時34分 発行</p> <p>-----P&amp;P藤枝駅前パーキング-----</p>
---	--

※ 添付書類：団体(会則)・事業概要・その他 ( 総会次第 )

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,200 円	100%	3,200 円

# 令和3年度 藤枝市国際友好協会 総 会 次 第

日 時 令和3年5月15日(土) 11時から  
会 場 文化センター 1階 ホール

## 1. 開 会

2. あいさつ
- |             |        |
|-------------|--------|
| 藤枝市国際友好協会会長 | 桜井 幹夫  |
| 藤枝市長        | 北村 正平様 |
| 藤枝市議会議長     | 大石 保幸様 |

## 3. 議 事

- 第1号議案 令和2年度事業報告  
第2号議案 令和2年度収支決算報告  
監 査 報 告  
第3号議案 令和3年度役員改正(案)  
第4号議案 令和3年度事業計画(案)  
第5号議案 令和3年度収支予算(案)  
第6号議案 令和3年度規約の一部改正(案)

## 4. その他

## 5. 学生スピーチ

## 6. 閉 会

# 藤枝市国際友好協会規約

## (名称)

第1条 本会は藤枝市国際友好協会（以下「協会」という。）と称する。

## (目的)

第2条 協会は世界の人々と、教育、文化、産業及び経済等のあらゆる分野の交流をとおして友好の絆を強め、市民の国際意識の高揚を図り、世界平和に寄与することを目的とする。

## (事業)

第3条 協会は前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 国際的意識の高揚に関する事項
- (2) 姉妹都市提携事業の推進
- (3) 教育、文化、産業及び経済等に関する交流
- (4) 各種友好親善活動の計画及び実施
- (5) その他必要な事項

## (組織)

第4条 協会は第2条の目的に賛同する者、法人及び団体（以下「会員」という。）をもって構成する。

## (役員)

第5条 協会の役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 常任理事 15名以内
- (4) 理事 35名以内
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

- 2 役員は任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員が任期中に交替したときは、後任者の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後でも、後任者が就任するまではその任務を行う。

## (役員を選任)

第6条 理事及び監事は、総会において会員の互選により選任する。

- 2 会長、副会長及び常任理事は、理事の互選により選任する。
- 3 会計は、常任理事の互選により選任する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

## (役員は任務)

第7条 役員は任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は協会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは会長の職務を代理する。
- (3) 常任理事は事業等の企画、運営を行う。
- (4) 理事は常任理事を補佐する。
- (5) 会計は会計事務を行う。
- (6) 監事は協会の会計及び業務の監査を行う。

## (役員は解任)

第8条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、出席者の3分の2以上の同意により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反、その他、役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にあらかじめ通知するとともに、総会において、弁明の機会を与えなければならない。

## (理事会)

第9条 会長、副会長、常任理事、その他の理事をもって理事会を組織する。

- 2 理事会は、会長が必要に応じて招集する。ただし、理事会構成員の過半数から請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 理事会は、総会で議決した事項の執行に関する事項、総会に付議すべき事項、その他会長が付議した事項について協議し、決定する。
- 4 理事会は、理事会構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 5 理事会の議長は、会長がこれに当たる。
- 6 理事会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

## (常任理事会)

第10条 会長、副会長、常任理事及び会計をもって、常任理事会を組織する。

- 2 常任理事会は、会長が必要に応じて招集し、事業の企画、立案及び運営に積極的に参画する。

## (専門部会)

第11条 会長は協会の事業を推進するため、必要に応じて専門部会を設けることができる。

2 専門部会の長は常任理事から、部員は会員の中からそれぞれ会長が任命する。

3 専門部会は部会長が招集する。

(総会)

第12条 総会は年1回、会長が招集する。ただし、理事会が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上から、開催の請求があったときは、臨時に招集することができる。

2 総会は次の事項を処理するものとする。

(1) 事業計画及び予算に関すること。

(2) 事業報告及び決算に関すること。

(3) 規約の改正に関すること。

(4) 役員の承認及び解任に関すること。

(5) その他、会長が特に必要と認めたもの

3 総会の議長は、会長がこれにあたる。

4 総会の議事は別に定めがある場合を除き、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(名誉会長、顧問及び相談役)

第13条 会長は理事会にはかつて、協会に名誉会長、顧問及び相談役をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び相談役は、協会の理事会、総会に出席し、意見を述べることができる。

(会費)

第14条 会費は次のとおりとする。

(1) 個人会員 年額3,000円

(2) 家族会員 年額5,000円

(3) 法人、団体会員 年額10,000円

2 退会したもの又は除名されたものの既納の会費は、返還しない。

(入会)

第15条 会員として入会しようとするものは、入会申込書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(退会)

第16条 会員が退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

(1) 会員が死亡し、又は会員である団体、法人が解散若しくは消滅したとき。

(2) 会費を引き続き2年以上納入しないとき。

(除名)

第17条 会員が、協会の名誉を傷つけ、又は協会の目的に反する行為をしたときは、理事会の議決により除名することができる。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に、あらかじめその旨を文書で通知するとともに、除名の議決を行う理事会において、弁明の機会を与えなければならない。

(経費)

第18条 協会の経費は会費、寄付金及びその他をもってあてる。

(会計年度)

第19条 会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

(事務局)

第20条 協会の事務を行うため、藤枝市駅前二丁目1番5号に事務局をおく。

2 事務局に職員若干名をおき、会長がこれを任免する。職員の身分については、藤枝市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例及び藤枝市会計年度任用職員の勤務条件に関する規則に準ずる。

(その他の事項)

第21条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

1 この規約は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この規約施行後最初に開催される総会は、藤枝市姉妹都市提携準備委員会が招する。

3 この規約は、昭和63年4月1日から施行する。

4 この規約は、平成3年4月1日から施行する。

5 この規約は、平成5年4月1日から施行する。

6 この規約は、平成9年4月1日から施行する。

7 この規約は、平成11年4月1日から施行する。

8 この規約は、平成12年4月1日から施行する。

9 この規約は、平成16年4月1日から施行する。

10 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

11 この規約は、平成22年4月1日から施行する。

12 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

13 この規約は、平成29年1月24日から施行する。

ただし、第14条第1項の規定は、平成29年4月1日から施行する。

14 この規約は、令和2年4月1日から施行する。

15 この規約は、令和3年4月1日から施行する。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費(事務所費)・人件費		
内容	事務所電気料(令和3年5月分)		
年月日	令和3年5月19日~令和 年 月 日	金額	5,216 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

通常貯金 (兼お借入明細) <span style="float: right;">3 </span>			
年月日	取扱店	お預り金額	現金高(貸付高)
<01			0
<02			0
<03			0
<04			0
<05			0
<06	3-05-19	(チュウブデソリョク) 電気	10,432
<07			0
<08			0
<09			0
<10			0
<11			0
<12			0

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
政務活動、後援会活動で 使用のため	10,432 円	1/2	5,216 円
		%	

郵便はがき

金後納  
郵便

口座振替払済のお知らせ(電気料金等領収証)

毎度お引立ていただきありがとうございます。  
令和3年5月分の電気料金等を、口座振替により領収いたしました。

令和 3年 5月20日発行

振替内容

振替年月日	合計領収金額	消費税等相当額(再掲)
令和 3年 5月19日	10,432円	947円
ご指定口座	口座情報の表示を希望される場合は 担当窓口までご連絡ください。	

領収金額の内訳

お客さま番号	日程	契約種別	領収金額		精算額等		初回引落割引額	記 事
			円	銭	円	銭		
おなまえ		容量	ご使用量 kWh/m <sup>3</sup>		消費税等相当額(再掲)	再エネ発電促進賦課金	燃料費調整額	
		おとくプラン		219	6,334	735	-5500	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		60 A			575		-1,009.59	
		ビジとくプラン		59	4,098	198	-271.99	
ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所		3 kW			372			

ふじのくに県民クラブ藤枝 佐野愛子事務所 様



( ) AQ0101 04748

親展 電気料金等領収証

中部電力ミライズ株式会社

担当窓口：カスタマーセンター

030-0861

青森市長島2丁目19-1 青森東京海上日動ビル4F

0570-048-155

※お電話はカスタマーセンターで承ります。

ここからゆっくりとはがしてご覧ください。

◎ごあんない お届け先住所を変更される場合は、表記の担当窓口までご連絡ください。お問い合わせには、お客さま番号をお知らせください。  
◎おことわり 領収証の再発行はできませんので大切に保管してください。証明書の発行には、別途手数料がかかります。  
月分、金額を修正したものは無効でございます。

印紙税申告納付につき名古屋東税務署承認済

中部電力ミライズ株式会社

所在地 名古屋市中区東新町

支出証拠書 (各種団体会費)

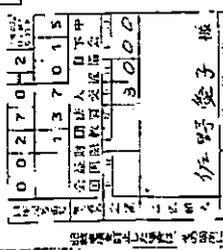
(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	日本中国国際教育交流協会 令和3年度賛助会費		
年月日	令和3年5月20日~令和 年 月 日	金額	3,000 円

会の趣旨・目的	日本、中国及び諸外国の教職員や子どもたちの教育交流事業を通して、各国の教育振興と子どもたちの健全な育成、国際理解教育の促進、相互の友好親善の増進に寄与する
会の活動内容等	日本と諸外国との教育交流、教育困難地域や災害等の被害を受けた地域への教育支援など
政務活動・県政との関連性	地球外交政策への提言に生かす

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号	振替受付票
03-05-2023003	7317	A93160007	*0
取扱店	払込口座	料金額	振替の証拠となるものを保存し、下に下さない。消費料等には含まれていません。(ゆうちょ銀行)
7317	00270-2	137015	
		入金額	*3,000
		おつり	*0
スマホ決済アプリ ゆうちょよPay 口座の残高確認も 可能です！			

印刷済申告  
付につき類  
税務署承認済

※ 添付書類：団体の会則 ・事業概要・その他( 定款、会報 )

案分の理由 全て政務活動にかかるものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,000 円	100%	3,000 円

# 公益財団法人日本中国国際教育交流協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人日本中国国際教育交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山梨県甲府市に置く。

2 この法人は、理事会の決議によって、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、日本と中国及び諸外国の教職員や子どもたちの教育交流事業を通して、各国の教育振興と、子どもたちの健全な育成、並びに国際理解教育の促進、相互の友好親善の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 日本と中国及び諸外国の教職員や子どもたち相互による教育交流の促進、並びにその成果の還元活動を助成及び支援する事業
  - (2) 日本と中国及び諸外国との教育交流を深め合うための各国の教育実践等に関する調査、資料収集及び研究開発等の実施、並びに各地域や学校に対する研修等への助成や資料提供の事業
  - (3) 中国及び諸外国の教育機関等を通じて、教育困難地域や災害等の被害を受けた地域への教育支援及び教育交流事業
  - (4) 日本と中国及び諸外国の教育機関等を通じて、教職員と学生の日本への留学、就学及び日本語学習や日本文化研究に対する助成事業
  - (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業
- 2 前項各号の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

## 第3章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 公益財団法人設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 財産から生ずる収入
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄附金品
- (5) 会費及び賛助会費

(6) その他の収入

(財産の種別)

第6条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、理事会で定めた財産及び基本財産とすることを指定して寄付された財産とする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に供する場合には、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を経なければならない。

(財産の管理及び運用)

第8条 この法人の財産の管理及び運用は代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める財産運用規定によるものとする。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資に係る見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を経た上で、臨時の評議員会において承認を得るものとする。これらを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定により承認された書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出しなければならない。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載

した書類

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第11条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、議決に加わることのできる理事数の3分の2以上の決議による承認及び議決に加わることのできる評議員数の3分の2以上の決議による承認を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同様とする。

(新たな義務の負担等)

第12条 前条の規定に該当する場合、及び収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担、又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の決議による承認を得なければならない。

(事業年度)

第13条 この法人の事業年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

#### 第4章 評議員

(定数)

第14条 この法人に評議員6名以上10名以内を置く。

(選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下法人法という）第179条から195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

- ①国の機関
  - ②地方公共団体
  - ③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
  - ④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
  - ⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
  - ⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）
- 3 評議員は、この法人の理事、監事又は使用人を兼ねることができない。
- 4 評議員会に提出する評議員候補者は、理事会又は評議員会がそれぞれ推薦することができる。
- 5 評議員会に評議員候補者を推薦する場合には、次の事項のほか、当該候補者を評議員として適任と判断した理由を説明しなければならない。
- (1) 当該候補者の経歴
  - (2) 当該候補者を候補者とした理由
  - (3) 当該候補者とこの法人及び役員等（理事・監事及び評議員）との関係
  - (4) 当該候補者の兼職状況
- 6 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(任期)

- 第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

- 第17条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

## 第5章 評議員会

(構成)

- 第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 代表理事、業務執行理事の報酬及び職員の給与並びに、費用等の支給の基準及び額
- (3) 定款の変更
- (4) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 基本財産並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (7) 公益目的取得財産残額に相当する額の贈与及び残余財産の処分
- (8) 合併又は公益目的事業の譲渡若しくは廃止
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(種類及び開催)

第20条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種類とする。

- 2 定時評議員会は、年1回、毎年6月に開催する。
- 3 臨時評議員会は、年1回、毎事業年度開始前に開催するほか、必要がある場合にはいつでも開催することができる。

(招集)

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 評議員は代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 前項による請求があったときは、代表理事は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。
- 4 代表理事は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって招集通知を発しなければならない。
- 5 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく評議員会を開催することができる。

(定足数)

第22条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第23条 評議員会の議長は、会議の都度出席した評議員の互選により定める。

(決議)

第24条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を

行わなければならない。

- 4 前項の規定にかかわらず、法人法第194条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第25条 理事が評議員の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第26条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録は、議長及び当該会議において選任された出席者の代表2名の記名押印の上、これを保存する。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

第27条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上10名以内
- (2) 監事2名又は3名
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名又は2名を業務執行理事とする。

(選任等)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 4 他の同一の団体（公益法人又はこれに準ずるものとして政令で定めるものを除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして政令で定める者である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えないものであること。監事についても、同様とする。
- 5 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 業務執行理事のうち1名は事務局の運営を担当する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の

職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告を監査すること
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、意見をのべること
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること
- (5) 前号に定める報告をするために必要があるときは、代表理事に理事会の招集を請求すること
- (6) 前号に定める請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合に、直接理事会を招集すること
- (7) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- (8) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること
- (9) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること

(任期)

第31条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第32条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

第33条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、代表理事、業務執行理事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 理事及び監事には、前項のほかにその職務を執行するために要した費用を弁償することができる。この場合の支給基準については、評議員会の決議を経て定める。

3 第52条第3項及び第4項で定める職員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める支給の基準に従って算定した額を給与として支給することができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第34条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- (4) 業務執行理事の業務の分担

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) この法人の業務の適正を確保するための体制の整備

(種類及び開催)

第36条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 定例理事会は、毎事業年度2回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 代表理事以外の理事から代表理事に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事会招集の請求があったとき
- (3) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集するとき。
- (4) 第30条第5号の規定により、監事から代表理事に対し、理事会の招集の請求があったとき、又は同条第6号の規定により監事が理事会を招集するとき。

(招集)

第37条 理事会は、前条第3項第3号又は第4号による場合を除き、代表理事が招集する。た

だし、代表理事に事故があるときは、各理事が招集する。

- 2 代表理事は、規定による請求があったときは、その請求があった日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するものは、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、理事会の日時及び場所並びに目的事項等を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議長)

第39条 理事会の議長は、代表理事とする。ただし、代表理事に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

(決議)

第40条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第197条において準用する同法96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の定めは、第29条第4項の定める報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 作成した議事録は、出席した代表理事及び監事の記名押印の上、これを保存する。

(審査委員会及び委員)

第43条 この法人には、第4条の助成事業に関する審査のため、審査委員会を置く。

- 2 審査委員会は3名以上5名以内の審査委員で組織する。
- 3 審査委員は、学識経験者等のうちから理事会で選出し、代表理事が委嘱する。
- 4 委員の任期は2年とする、ただし再任は妨げない。

(審査委員会以外の委員会及び委員)

第44条 この法人には、前条に定めるもののほか、理事会の決議によって専門事項を調査・審査するための委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は理事会で選出し、代表理事が委嘱する。

(審査委員会等の運用)

第45条 第43条及び第44条に定める委員会の運用に関する必要事項については、理事会の決議により別に定める。

## 第8章 会員及び顧問

### (会員)

第46条 この法人の事業目的に賛同し、後援する個人又は法人を会員とすることができる。

2 会員に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める会員に関する規定による。

### (顧問)

第47条 この法人は、代表理事が発議し理事会の決議により若干名の顧問を、委嘱することができる。

2 顧問は次の各号に掲げる行為をすることができる。

(1) 代表理事の諮問に応じ、この法人の重要事項に関する意見を代表理事に、並びに理事会で述べること。

(2) 常に理事会に出席すること。ただし、議決権は持たない。

(3) 任期は定めない。

## 第9章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第48条 この定款は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上の多数による決議によって変更することができる。

2 前項の定めは、この定款の第3条及び第4条及び第15条についても適用する。

### (解散)

第49条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

### (公益認定の取消し等に伴う贈与)

第50条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下認定法という）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

### (残余財産の処分)

第51条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

### (設置等)

第52条 この法人の事務を処置するため、事務局を設置する。

2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

3 事務局の運営を担当する役員及び事務局長等の重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。

4 前項以外の職員は、代表理事が任免する。

(書類及び帳簿の備え付け等)

第53条 この法人の主たる事務所に、第10条第1項及び第3項に定める書類及び帳簿を備え置く。

2 閲覧については、法令及び第10条第3項の定めによるほか、第54条第2項により定めたものによるものとする。

## 第11章 情報公開等

(情報の公開)

第54条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第55条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第56条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報による。

## 第12章 補則

(委任)

第57条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

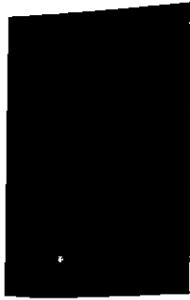
2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第13条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立の登記日現在の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事  
理事  
理事  
理事  
理事  
理事



理事  
理事  
理事  
監事  
監事  
監事



- 4 この法人の最初の代表理事は、黒田 文男、業務執行理事は、山中 正和、吉田 一徳、とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員  
評議員  
評議員  
評議員  
評議員  
評議員  
評議員  
評議員



#### 附 則

この改正（第27条第3項）は、平成26年6月10日から施行する。

この改正（第2条第1項）は、平成26年10月8日から施行する。

この改正（第15条）は、平成29年6月14日から施行する。

以上、当協会定款原本と相違ありません。

平成29年6月20日

公益財団法人日本中国国際教育交流協会

代表理事 黒田文男

## 協会の歩み

設立 1991年1月  
 1992年財団法人認可  
 2010年8月5日公益財団法人認定  
 公益財団法人移行 2010年8月9日  
 創立者 田中 一郎 (初代理事長)  
 理事長 生井 榮一 (第2代)  
 代表理事 黒田 文男 (第3代2010年4月～現在)

### 教育交流 派遣事業

1992 私立学校教職員訪中団 (北京、大連)、第1次教育訪中団 (北京、杭州。李鉄映国家教育委員会主任と会見)  
 1993 第2次教育訪中団 (北京、瀋陽、撫順、大連。倪全人代常務副委員長会見)  
 1994 第3次訪中団 (昆明、成都)  
 1995 第4次教育訪中団 (ウルムチ、トルファン)、協会理事訪中団 (北京。国家教育委員会、中国教育国際交流協会訪問)  
 1996 第5次教育訪中団 (済南・青島、蘇州)  
 1997 第6次教育訪中団 (日中国交正常化25周年、財団設立5周年記念北京、天津、常州、蘇州。朱国家教育委員会主任と会見)  
 1998 第7次教育訪中団 (北京、ハルビン、長春)  
 1999 第8次教育訪中団 (南京、杭州、上海)  
 2000 第9次教育訪中団 (昆明、大理、麗江)  
 2001 第10次教育訪中団 (西寧、西安)  
 2002 第11次教育訪中団 (日中国交正常化25周年記念。南寧、桂林)  
 2004 第12次教育訪中団 (北京、承德)  
 2006 第13次教育訪中団 (北京、天津)  
 2007 第1期安東自由大学参加団 (韓国・安東市)  
 2008 第14次教育訪中団 (北京、河北省易県)  
 第2期安東自由大学参加団 (韓国・安東、ソウル)  
 2009 第3期安東自由大学参加団 (韓国・安東、ソウル)  
 2010 第15次教育訪中団 (北京、河北省易県)  
 2011 第5期安東自由大学参加団 (韓国・安東、ソウル)  
 2012 第6期安東自由大学参加団 (韓国・安東、大邱、ソウル)  
 2013 第7期安東自由大学参加団 (韓国・安東、ソウル)  
 2014 第16次教育訪中団 (上海・南京)  
 2015 視察研修訪中団 (北京・泰安市東平県)  
 2016 第1回日中音楽教育交流会 (北京・泰安市東平県)  
 2018 第17次教育訪中団 (北京・泰安・青島) 第3回日中音楽教育交流会 (泰安市等東平県)  
 2019 視察研修訪中団 (北京)

### 教育交流 受入事業

1992 中国教職員訪日代表团 (東京、三重、神奈川、愛知、茨城、山梨、千葉、静岡)  
 1993 寧波市訪日団 (東京、茨城、群馬、千葉)、常州市訪日団 (兵庫、福井、三重)、寧夏自治区訪日団 (愛知、富山、新潟)、中国教育国際交流代表团 (東京、神奈

川、静岡、神奈川、京都、奈良、兵庫、大阪。赤松文相と会談)

1994 江蘇省小学校長訪日団 (神奈川、山梨、静岡)  
 1995 湖南省訪日団 (愛知、静岡、三重)、蘇州市訪日団 (千葉、神奈川、山梨)  
 1996 モンゴル赤峰市職業教育代表团 (東京、北海道)、常州市訪日団 (千葉、山梨、東京) 卒業生就職指導訪日団  
 1997 日中国交正常化25周年、財団設立5周年記念教育交流訪日団 (東京、愛知、三重)  
 1998 蘇州市・昆山市訪日団 (東京、福井、千葉) 常州市訪日団 (東京、山梨、三重、京都、奈良、大阪)  
 1999 北京市第二実験小学校訪日団 (東京、神奈川、京都、大阪) 中国優秀教師訪日団 (東京、静岡)  
 2000 雲南教育学会訪日団 (東京、山梨、千葉)  
 2001 中国教育交流訪日団 (東京、山梨、奈良、京都、大阪)  
 2002 中国特殊教育工作者代表团 (東京、三重)  
 2003 北京市崇文区教育関係者訪日団 (東京、山梨)  
 2006 協会設立15周年記念中国教育国際交流訪日団 (東京) 遼寧省体育訪日団 (東京、神奈川、滋賀、大阪)  
 2008 中国宋慶齡基金会教育代表团 (第1次) (東京、静岡、愛知、京都)  
 2009 中国宋慶齡基金会李寧秘書長、協会を訪問  
 2011 協会設立20周年記念中国教育国際交流協会訪日団、中国宋慶齡基金会教育代表团 (第2次) (東京、神奈川)  
 2012 中国宋慶齡基金会唐聞生副主席、協会を訪問  
 2013 第3次宋慶齡基金会教育交流代表团 (三重、京都)  
 2017 第4次宋慶齡基金会教育交流代表团 (静岡) 第2回日中音楽教育交流会 (静岡)  
 2019 第5次宋慶齡基金会教育交流代表团 (山梨) 第4回日中音楽教育交流会 (山梨)

### 教育交流 支援事業

1996 雲南省災害教育復興資金 (100万円) を贈る。  
 1998 長江水害見舞金 (100万円) を中国教育国際交流協会を通じて贈る。松花江水害見舞金 (50万円) を黒龍江省教育委員会を通じて贈る。  
 2006 協会代表、中国宋慶齡基金会、河北省易県を訪問。  
 2007 生井理事長が中国宋慶齡基金会胡啓立主席と会談。河北省易県小学校へ机椅子600セット及び電子キーボード40台 (総額200万円) の教育支援及び音楽教師養成セミナー支援。協定書締結。  
 2008 四川大地震に対し、見舞金 (100万円) を中国教育国際交流協会を通じ四川教育国際交流協会へ。同じく見舞金 (50万円) を宋慶齡基金会を通じて贈る。また、ミャンマーサイクロン被害見舞金 (50万円) をビルマ日本事務所を通じて送る。日本教育公務員共済会より易県教育支援に関し、本部奨励金 (100万円) を受ける。  
 2009 第1回音楽教師養成セミナー参加 (北京、河北省易県)  
 2010 第2回音楽教師養成セミナー支援・参加 (70万円)  
 2011 第3回音楽教師養成セミナー支援・参加 (100万円)。

東日本大震災支援「こども音楽再生基金」へ寄附(100万円)。

- 2012 協会代表(黒田代表理事)以下4名が中国宋慶齡基金会(李寧秘書長)、中国教育国際交流協会(林佐平副秘書長)、中国教育科学文化衛生体育工会(万民東主席)を訪問。第4回音楽教師養成セミナー支援(250万円)。
- 2013 第5回音楽教師養成セミナー支援(200万円)(黒田代表理事、会員代表ら8名参加)。
- 2014 協会代表(黒田理事長)以下3名が中国宋慶齡基金会(井頓泉副主席)、中国教科文衛體工會全國委員會(白立文國際代表)を訪問。第5回音楽教師養成セミナー支援(100万円)送金。
- 2015 協会代表(黒田理事長)以下3名が中国宋慶齡基金会(井頓泉副主席)を訪問。山東省泰安市東平県音楽教育支援(100万円)。
- 2016 協会代表(黒田理事長)以下6名が中国宋慶齡基金会(井頓泉副主席)を訪問。山東省泰安市東平県音楽教育支援(100万円)。
- 2017 山東省泰安市東平県音楽教育支援(100万円)。
- 2018 山東省泰安市東平県音楽教育支援(100万円)。
- 2019 山東省泰安市東平県音楽教育支援(100万円)。

#### 教育交流・研究等助成事業

- 1995 中国人日本留学生に奨学奨励金制度を設ける
- 1997 協会設立5周年記念教育交流集会・レセプション(東京)
- 1999 韓国中学校教育協議会名誉会長嚴圭白博士と田中会長・理事長会見
- 2001 中国教育国際交流協会20周年式典で、田中会長・理事長が顧問に就任。協会設立10周年記念教育交流集会(文部省後援、東京)
- 2002 日中国交正常化30周年記念教育交流集会・レセプション(文科省・中国大使館教育処後援、東京)
- 2006 協会設立15周年記念教育交流集会・レセプション(文部省・中国大使館教育処後援、東京)
- 2007 第3回「中国人の日本語作文コンクール」を後援、教育賞を提供。
- 2008 第4回「中国人の日本語作文コンクール」を後援、教育賞を提供。
- 2009 第5回「中国人の日本語作文コンクール」後援。
- 2010 第6回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。
- 2011 第7回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。フジ国際語学院スピーチコンテンス協賛。
- 2012 第1回教育交流ホームステイ(in山梨)実施。第8回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。フジ国際語学院スピーチコンテンス協賛。
- 2013 第2回教育交流ホームステイ(in山梨)。第9回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。
- 2014 第3回教育交流ホームステイ(in山梨)。第10回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。
- 2015 第4回教育交流ホームステイ(in山梨)。第11回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。第1回教育交流シンポジウム開催。

- 2016 第5回教育交流ホームステイ(in千葉)。第12回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。第2回教育交流シンポジウム開催。
- 2017 第6回教育交流ホームステイ(in千葉)。第13回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。第3回教育交流シンポジウム開催。
- 2018 第7回教育交流ホームステイ(in山梨)。第14回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。第4回教育交流シンポジウム開催。
- 2019 第8回教育交流ホームステイ(in神奈川)。第15回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。
- 2020 第16回「中国人の日本語作文コンクール」を後援。  
(2021年3月現在)

#### 公益財団法人日本中国国際教育交流協会とは

##### ◆日本中国国際教育交流協会とは

1971年に創立。東アジアの豊かな未来を実現するために、日本と中国を柱として、教育交流事業を進めています。子どもや教育の持つ「共生力」に限りない期待を寄せています。

##### ◆公益財団法人とは

広く公益に資する事業を進めている法人として2010年内閣府から認定を受けました。公益法人は、寄付金に税はかからないので、支援がしやすいのが特徴です。

##### ◆教育交流は4つの分野で

###### 1 派遣

教育に関心のある人たちによって構成された協会が派遣する団で、学校見学、授業の交流、子どもや教職員との交流を行い、未来の東アジアを地球規模で考えます。

###### 2 受入

諸外国からの教育関係の訪日団を受け入れ、学校訪問等を行い、教職員や子どもたちとの交流を深めています。訪日団の希望に沿って、教育現場の協力を得た研修への参加ができます。

###### 3 支援

教育困難地域の学校に、机や椅子などの学校備品のほか、電子キーボードなどの教育機器を送っています。また送った機器を使って授業が進められるための研修を支援しています。支援を受け入れる団体は、行政または信頼のおける団体です。

###### 4 研究等助成

田中一郎奨学基金を設立し、東アジアを中心に国際的な教育交流を担う人材を育成します。また、「日本語作文コンクール」「教育交流ホームステイ」などを通して、海外や日本で日本語を勉強している若者の学習を助成しています。

##### ◆東アジアでのこの素敵な教育交流への参加をお待ちします。

個人会員	年会費	一口	5,000円
団体会員	年会費	一口	10,000円
賛助会員	年会費	一口	3,000円
寄付金	随時		

会員、寄附をされた団体・個人には、協会の年会報、「共生力」(随時発行の会報)、海外派遣への先行連絡、イベントのご案内など差し上げます。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・ <b>事務所費</b> ・人件費		
内容	令和3年6月分 事務所賃借料及び送金手数料		
年月日	令和3年5月25日～令和 年 月 日	金額	50,220 円

目的	政務活動を行うための事務所の賃借
使途	6月分賃借料
政務活動・ 県政との 関連性	

《領収書貼付枠》

ご利用明細票

お取扱日	店番	お取引内容
03-05-25	23003	通帳送金
記号	番号	
*****		
取扱番号	お取引金額	
N142	*100,000	
	残高	
清水銀行 藤枝駅西支店 普通 2215815 カ) マルトシアオキ		
送金料金 *440円 振込予定日 03-05-25 サノ アイコ		

ご利用いただきましてありがとうございました。

—— ゆうちよ銀行 ——

案分の理由 政務活動、後援会活動 で使用のため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	100,440 円	1/2 %	50,220 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>公聴広報費</u> ・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告 2021年5月30日号 郵送料		
年月日	令和3年5月26日~令和 年 月 日	金額	86,560

目的	定期的に県政、地域情報を報告する
使途	県政報告 2021年5月30日号 郵送料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動を通じて得た様々な情報を広く伝えることができる

《領収書貼付枠》

領収書

佐野愛子 様

[別納引受] 第一種定形外(規格内) @120	376通 ¥45,120	
小計	¥45,120	
第一種定形外(規格内) @140	296通 ¥41,440	
小計	¥41,440	
郵便物引受合計通数 課税計(10%) (内消費税等 非課税計)	672通 ¥86,560 ¥7,869 ¥0	
合計 お預り金額	¥86,560 ¥86,560	

印紙税申告納  
付につき廻町  
税務署承認済

〒100-8792 日本郵便株式会社  
東京都千代田区大手町2-3-1  
取扱日時：2021年5月26日 17:12  
担当：[REDACTED] 編N31箱05  
発行番号：No.210526A2275  
連絡先：藤枝郵便局  
TEL:0570-943-478

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	86,560	/	86,560 円
		100%	

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費 (事務費)・事務所費・人件費		
内容	携帯電話料及びモバイル通信料 (令和3年4月請求分)		
年月日	令和3年5月27日~令和	年月日	金額 3,944円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____
<<領収書貼付枠>> 料金合計額から携帯補償サービス利用料と端末分割代金を除いた額を案分する $11,060 \text{円} - (380 \text{円} \times 1.1 + 2,754 \text{円}) = 7,888 \text{円}$ $7,888 \text{円} \times 1/2 = 3,944 \text{円}$	

案分の理由 政務活動と私用で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,888円	1/2 %	3,944円

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

お客様氏名 CUSTOMER NAME	佐野 愛子 様 <small>※JIS漢字コード以外の一部文字において●(黒まる)表示になる場合があります。</small>
お客様電話番号 PHONE NUMBER	[REDACTED]

ご利用額のご案内

ご利用年月 MONTH OF USE	2021年3月ご利用分
ご利用額 TRANSFER AMOUNT OF MONEY うち、消費税等相当額 TAX	11,060円 (931円)
振替日 TRANSFER DAY	ご利用クレジット会社の規約に基づく振替日

ご利用クレジット会社 CREDIT COMPANY	* * * * *
カード会員番号 MEMBER NUMBER OF THE CARD	* * * * *

前々月ご利用額	11,077円 (税込)
カケホ/ライトプラン (2021年 3月末現在)	電話番号毎の利用内訳をご確認ください。
* * * * *	* * * * *

ポイントのお知らせ	dポイントがたまる・つかえる街のお店やネットサイトはどんどん拡大中です。普段よく利用されているあのお店やあのサイトでも、dポイントがたまる・つかえるかもしれません。ぜひ「dポイントクラブサイト」で最新情報をご確認ください。
* * * * *	* * * * *

**お知らせ**

【NTTドコモからのお知らせ】-----  
 \*\*\* 電話番号毎のご利用金額 (税込) \*\*\*  
 [REDACTED]

\*\*\* ドコモからのお知らせ \*\*\*  
 ユニバーサルサービス料は、ユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するために必要な費用の一部を通信事業者全体で電話番号数に応じて負担するユニバーサルサービス制度の趣旨に基づき、ご負担をお願いしている料金です。

株式会社NTTドコモ 料金領収証 RECEIPT OF TELECOMMUNICATION CHARGES

株式会社NTTドコモ  
〒100-6150  
東京都千代田区永田町2-11-1

下記、ご利用料金を口座振替により領収いたしました。  
The following amount was transferred from your account.

請求年月 MONTH OF ISSUE	* * * *
領収金額 AMOUNT OF RECEIVED	* * * *
領収金額のうち、消費税等相当額 CONSUMPTION TAX	* * * *
振替口座 BANK ACCOUNT	金融機関名 (BANK/POST OFFICE) * * * *
	口座番号 (ACCOUNT) * * * *

本書は電子文書です。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目・金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 DETAILS OF BREAKDOWN	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 2,200	2,200	カケホーダイプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計) 153	153	FOMA・SMS通信料	3月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計) 2,900	3,500	データSパック (小容量) 定額料	合 算
	-600	ずっとドコモ割プラス (料金割引)	合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量 (シェアグループ合計)	0.8G (通信速度制限含む) 合 算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.1G (通信速度制限含む) 合 算
◇その他ご利用料金等 (計) 863	300	iモード利用料	合 算
	200	キャッチホン利用料	合 算
	除外 380	ケータイ補償サービス利用料 (380)	合 算
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります 合 算
	-20	○ピリング割引料	3月請求分 合 算
◇消費税等相当額 (計) 611	611	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×10%
◇合計 6,727	6,727	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は3月末で	
		○ポイントのお知らせ	
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		3月末のステージは、	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (3/1~3/31)	
◇基本使用料等 (計) 1,700	1,700	データプラン (スマホ/タブ) iPad	合算
◇パケット定額料等 (計) 500	500	Xiシェアオプション定額料	合算
	0	(参考) 当月ご利用データ量	0.8G (通信速度制限含む)
			合算
◇その他ご利用料金等 (計) -941	300	apモード利用料	合算
	200	あんしんセキュリティ利用料	合算
	500	ケータイ補償 iPhone&iPad500	合算
	400	あんしん遠隔サポート利用料	合算
	-380	あんしんバックモバイル割引	合算
	300	ドコモWiFi利用料 (apモード)	合算
	-300	キャンペーン割引料 (ドコモWiFi)	合算
	-1,844	月々サポート適用額	本回額は22回目の適用 (全24回)
	3	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり3円のご請求となります
	-20	eビリング割引料	3月請求分
			合算
◇端末等代金分割支払金 2,754	除外 2,754	端末等代金分割支払金	22回目のご請求です。(全24回)
		ご請求は2021年6月請求迄で、分割支払金残額は	5,508円です。
			非対象等
◇消費税等相当額 (計) 320	320	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計 x 10%
◇合計 4,333	4,333	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、3月末で	
		○データプランのご契約期間は3月末で	
		○ポイントのお知らせ	
		※その他の優待ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		3月末のステージは、	
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ページを印刷する

照会口座

預金残高 :

06月08日 11時23分時点

(全2件) 並び替え: 番号 | 日付 摘要

番号	日付	取引	お引出金額	お預入金額	差引残高	摘要
001						
002	2021年05月27日分	出金	26,178円			ジヤックス

06月08日 06時00分時点

前ページ  次ページ

ダウンロード

(CSVファイルでダウンロード)

トップページへ

## カードご利用代金明細

カード名:

カード番号:

お客様番号

※ お客様の個人情報保護の為、「お客様番号」はカード会員番号と異なる番号を使用しております。

金融機関名

支店名

科目・口座番号

口座名義

佐野 様

2021年5月度のご利用代金明細

作成日:2021/5/12

お支払日	2021年5月27日 (木)
  お支払金額	26,178 円
獲得ラブリポイント	130 点

 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計

 リボルビング払の今回お支払金額小計

※ ご指定口座へは金融機関の前営業日5月26日(水)迄にご用意願います。

※ 当社と本明細記載以外のご契約があり、かつ、ご指定口座が同一の場合は、合算した金額にてご請求させていただきます。

ご利用代金明細

※ リボルビング払の明細は新規ご利用分のみ表示しております。

※ リボルビング払の今回お支払金額は「リボルビング払のお支払内訳」をご覧ください。

ご利用 年月日	ご利用店名 現地通貨額	ご利用都市名など 円換算レート	ご利用 用者	支払 開始 年月	支払 回数	今回 何回 目	ご利用 金額 (円)	手数料・ 利息・ 諸費用 (円)	今回の お支払金額 (円)	お支払後 残高 (円)	ポイ ント	異 議
<<今回のお支払明細 >>												
21/3/31	ドコモご利用料金	4月分	本人	21/5	1	1	11,060	0	11,060			

当月減算ポイントの内  
訳

前月期限切れポイント  
.  
キャンセルによるポイ  
ント

① 1回・2回・分割・ボーナス払の今回お支払金額小計	26,178
② リボルビング払の今回お支払金額小計	0
③ + ④ お支払金額	26,178

リボルビング払のお支払内訳

前回お支払後元本残高(円)	
諸費用(円)	
今回ご利用金額(円)	
諸費用(円)	
今回お支払金額(円) ①	
内 元本(円)	
内 手数料・利息(円)	
内 諸費用(円)	
お支払後残高	

リボルビング払のご登録内容

	ショッピング	キャッシング
ご返済方式	元金定額	元金定額
ご返済コース	残高スライド	
ボーナス加算月		
ボーナス加算金額(率)		
手数料・利率	実質年率	実質年率

※ 上記ご登録内容は、ご利用代金明細作成時点の内容を表示しております。

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費(事務費)・事務所費・人件費		
内容	事務所電話通話料(令和3年5月請求分)		
年月日	令和3年5月28日~令和 年 月 日	金額	2,617円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

〈領収書貼付枠〉

通帳記載欄に“ガス”と表示している説明は令和3年4月証拠書(整理番号4-1)参照

通常貯金(兼お借入明細)				3	
年月日	取扱店	お預り金額	お支払金額	現在高(貸付高)	
←01					
←02					
←03					
←04					
←05					
←06					
←07					
←08					
←09					
←10					
←11	3-05-28		ガス	5,235	
←12					

案分の理由 政務活動と後援会活動 で使用するため	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	5,235円	1/2 %	2,617円



支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡・朝日新聞購読料		
年月日	令和3年5月31日～令和 年 月 日	金額	7,337円

目的	各方面における情報収集
使途	5月静岡、朝日新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	政務活動において、広い分野の情報を得るための手段として活用する

《領収書貼付枠》

領収日 2021年5月31日

2021年5月分 領収証 発証No. [REDACTED]

**佐野 愛子 様**

銘柄	部数	金額
静岡新聞※	1	3,300*
朝日新聞※	1	4,037*

本郷286

合計金額

**¥7,337\***

(8%対象 7,337円)

(消費税込み)

(口座振替分)

※は軽減税率対象 約銭：10000:2663 5000: 1000:

新聞や本を読むと、視野が広がり  
会話が弾み、脳が鍛えられます。

毎度ご購入有難うございます  
上記金額正に領収致しました  
年 月 日 領収  
担当 [REDACTED]

有限会社 新聞販売いしかわ

静岡県藤枝市宮原534番地02

TEL(054)639-0126・0903

案分の理由 全て政務活動にかかる ものである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	7,337円	100%	7,337円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 <b>人件費</b>		
内容	事務員雇用 (令和3年5月分)		
年月日	令和3年5月1日～令和3年5月31日	金額	24,937 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和3年5月分

氏名 

給与 24H 1,100/h 円	通勤手当 日数6日 ¥350/日 円	支給額合計 円	控除額			差引支給額 円
			所得税 円	雇用 保険料 円	控除額 合計 円	
26,400	2,100	28,500			0	28,500
					受領印	
					受領日	5月31日

案分の理由 後援会業務が含まれてい るため稼働時間で案分	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	28,500 円	21h/24h %	24,937 円

雇用実績表

5月分	氏名	██████████
-----	----	------------

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月			
11	火	4	3.5	月初打ち合わせ、当月案内文書確認、スケジュール確
12	水			
13	木			
14	金	4	3.5	県政資料発送準備
15	土			
16	日			
17	月			
18	火	4	3.5	当月案内文書確認、スケジュール確認
19	水			
20	木			
21	金	4	3.5	県政資料発送準備
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	4	3.5	県政資料発送準備
26	水			
27	木			
28	金	4	3.5	次月スケジュール確認、当月各種資料ファイリング
29	土			
30	日			
31	月			
計		(A) 24	(B) 21	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年5月31日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ 佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B){ 時間 分}×単価{ 円}= 円

②総支給額{ 26,400 円}×(B)21/(A)24= 23,100 円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	事務員雇用 (令和3年5月分)		
年月日	令和3年5月1日～令和3年5月31日	金額	32,400 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和3年5月分

氏名 XXXXXXXXXX

給与	通勤手当 日数 日 ¥ /日	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
36H 900/h 円	円	円	円	円	円	円
32,400		32,400			0	32,400

受領印 XXXXXXXXXX  
受領日 5月31日

案分の理由	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	32,400 円	/	32,400 円
		100%	

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	4	4	月初打ち合わせ、当月情報収集、
11	火			
12	水	4	4	当月案内文書確認、スケジュール確認
13	木			
14	金	4	4	県政資料発送準備、発送作業
15	土			
16	日			
17	月	4	4	県政資料発送準備、発送作業
18	火			
19	水	4	4	スケジュール確認、当月情報資料ファイリング
20	木			
21	金	4	4	県政資料発送準備、発送作業
22	土			
23	日			
24	月			
25	火	4	4	県政資料発送準備、発送作業
26	水			
27	木	4	4	当月案内文書、各種資料整理
28	金			
29	土			
30	日			
31	月	4	4	次月スケジュール確認
計	(A)	36	(B)	36

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年5月31日

会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

{政務活動費充当計算}・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間00分] × 単価 [900円] = 32,400円

②総支給額 [                      円 ] × (B) / (A) =                      円

支出証拠書

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・ 佐野愛子 )

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費 (人件費)		
内容	事務員雇用 (令和3年5月分)		
年月日	令和3年5月1日～令和3年5月31日	金額	43,100 円

目的	_____
使途	_____
政務活動・ 県政との 関連性	_____

《領収書貼付枠》

給与支払明細書

令和3年5月分

氏名

給与	通勤手当	支給額合計	控除額			差引支給額
			所得税	雇用 保険料	控除額 合計	
36H 1,100/h	日数10日 ¥350/日					
円	円	円	円	円	円	円
39,600	3,500	43,100			0	43,100
					受領印	
					受領日	5月31日

案分の理由 全て政務活動にかか るのである	領収書金額(a)	案分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	43,100 円	100%	43,100 円

雇用実績表

5月分	氏名	
-----	----	--

日	曜日	雇用時間数	うち政務活動業務時間数	政務活動業務内容
1	土			
2	日			
3	月			
4	火			
5	水			
6	木			
7	金			
8	土			
9	日			
10	月	3	3	月初めスケジュール確認
11	火			
12	水	3	3	情報収集
13	木	3	3	案内文書の確認
14	金			
15	土			
16	日			
17	月	3	3	発送先名簿の確認作業
18	火			
19	水	4	4	県政報告発送準備
20	木	3	3	県政報告発送準備
21	金			
22	土			
23	日			
24	月	3	3	県政報告発送準備
25	火			
26	水	6	6	県政報告発送作業
27	木	3	3	資料整理
28	金			
29	土			
30	日			
31	月	5	5	次月予定確認・資料ファイリング
計		36	36	

上記のとおり雇用したことを証明する。

令和3年5月31日  
会派・議員名 ふじのくに県民クラブ・佐野愛子

[政務活動費充当計算]・・・①又は②の算式を用いて、政務活動費充当分を算出する。

①(B) [36時間00分] × 単価 [1, 100円] = 39, 600円

②総支給額 [                  円 ] × (B) / (A) =                  円